

呉市消防局告示第2号

呉市消防局告示第2号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月13日

呉市消防局長 瀬戸 龍一



呉市消防局告示第2号の一部を改正する告示

呉市消防局告示第2号（平成4年6月17日）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
呉市火災予防条例（昭和37年呉市条例第19号）第17条第1項の規定により、消防長が指定する日本産業規格（以下「JIS」という。）を次のように指定します。 <u>JIS A 4201</u>	呉市火災予防条例（昭和37年呉市条例第19号）第17条第1項の規定により、消防長が指定する日本産業規格（以下「JIS」という。）を次のように指定します。 <u>JIS Z 9290-3</u>

付 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に設置されている避雷設備、設置の工事中の避雷設備又は工事中の建築物若しくは工作物の避雷設備のうち、この告示による改正後の呉市消防局告示第2号（平成4年6月17日）で指定する日本産業規格に適合しないものに係る日本産業規格の指定については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。